

さくらだい



江古田 えこだより

ひがし
ながさき

平成19年1月発行

発行：練馬区環境まちづくり事業本部東部地域まちづくり課 編集協力：株式会社 象地域設計

1. 道路の整備

生活幹線道路A路線の整備が進んでいます！

生活幹線道路A路線は、地区の南北の骨格となる道路として幅員9mに拡幅する計画で整備を進めています。平成15年度に整備した武蔵野音楽大学東側と小竹通りを東西に結ぶ区間に続き、昨年度から今年度にかけて、武蔵野音楽大学東側から環状7号線にいたる区間で整備を行いました。

現在、小竹通りの西武池袋線踏切までの区間でも沿道の皆様のご協力を得て用地買収を進めています。

今後も、工事中はご迷惑をおかけすることと思いますが、ご理解とご協力をお願いします。



今年度整備箇所

平成15年度
整備箇所▶

生活幹線道路A路線の整備実施区間



小竹通りも用地買収が進んでいます

2. 公園の整備

栄町と小竹町で公園整備が進んでいます

今年度、栄町38番と40番、小竹町2丁目44番と79番の4カ所で、公園の整備工事を進めています（栄町40番と小竹町2丁目44番は隣接する既存公園の拡張整備です）。

工事は3月までに完了し、4月からは皆様にご利用いただける予定です。工事中は近隣の皆様にご迷惑をおかけすることもありますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。



◆ 栄町40番の工事状況



公園整備位置図

3. 江古田駅北口のまちづくり

江古田駅北口地区地区計画に関する建築条例が施行されました

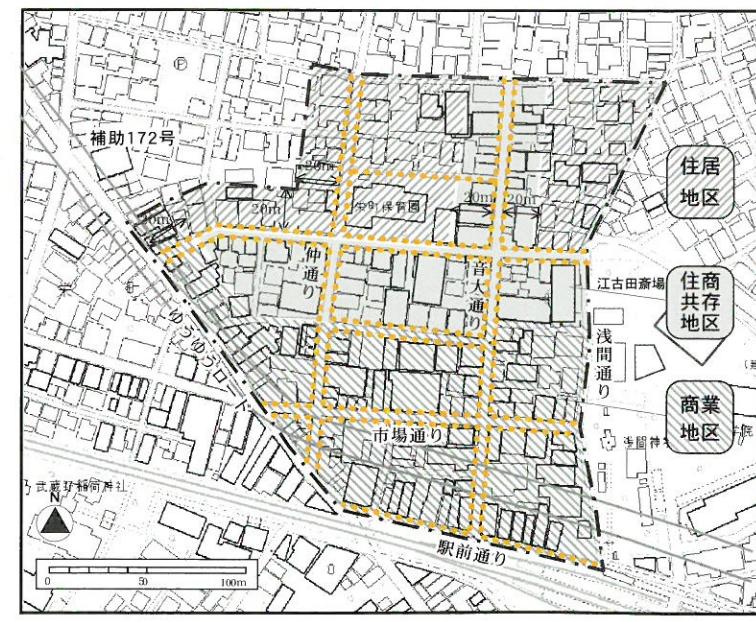
平成18年6月の都市計画決定の後、地区計画に関する建築条例が練馬区議会で可決され、11月1日から施行となりました。

<建築規制の緩和>

建築条例の施行により、壁面後退が定められた敷地において、道路斜線制限および容積率制限の緩和を受けることができます。

<<「届出」の義務付け>>

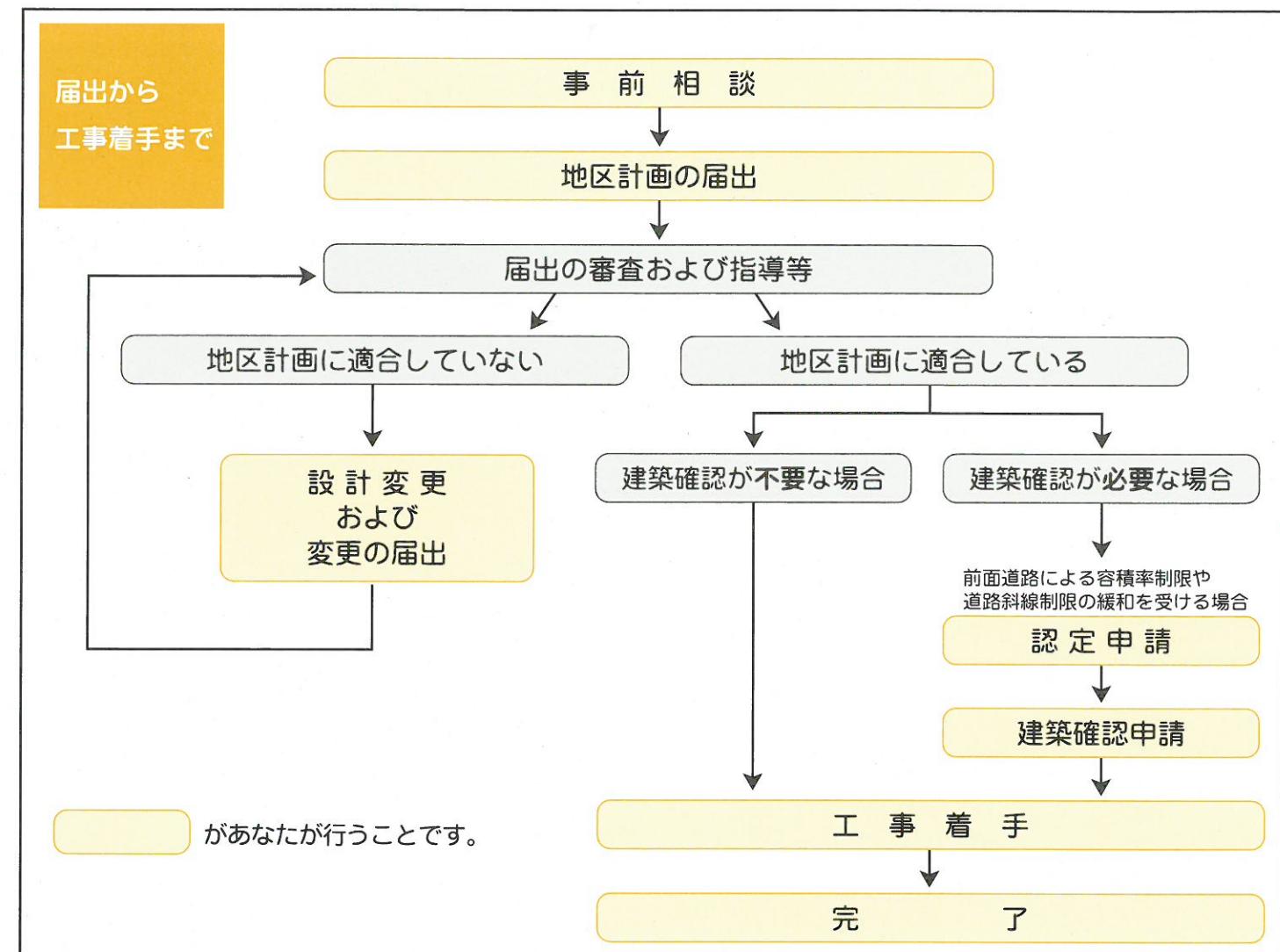
江古田駅北口地区内で建替えや用途の変更などの行為を行う場合には事前の「届出」が必要になります（3頁参照）。



江古田駅北口地区地区計画の区域
(栄町28~41番、42~44番の一部)

■建替えや用途の変更などを行う場合に必要な「届出」の流れ

*「届出」は工事着手の30日前かつ建築確認申請の時までに行う必要があります。



※地区計画の詳しい内容についてのパンフレットもあります。関心のある方は、東部地域まちづくり課までお問い合わせください。

「地区計画相談会」を開催しました

江古田駅北口地区地区計画の条例施行を受け、11月21日に栄町会館で区域内の皆様を対象に「地区計画相談会」を開催しました。

地区計画のルールに沿った建替えの仕方についての個別相談のほか、ご参加いただいた方と一緒に模型と小型カメラを使って、現状と地区計画適用後の姿を比較してみました。

地区計画制度や建替えのご相談は隨時お受けしますので、東部地域まちづくり課までご連絡ください。また、「すまい・建替え相談会」も定期開催しますので、こちらもご活用ください。



地区計画相談会の様子

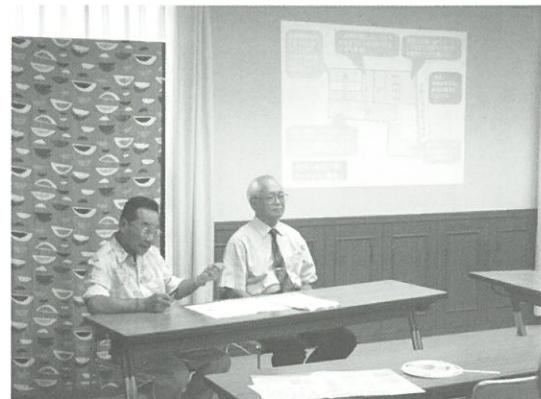
4. 第2回すまい・建替え相談会の開催報告

すまいづくり講座で栄町38地区の共同建替えを紹介しました

昨年の9月30日に、平成18年度2回目の「すまいづくり講座」と「すまい・建替え相談会」を開催しました。

「すまいづくり講座」では、栄町38地区で平成16年度に実現した共同建替え事業について、事業を支援したコンサルタント、事業に参加された権利者の方からお話を聆きました。

共同建替えが実現するまでの事業の流れや共同建替えに参加してみての感想など、建物を外から見ているだけでは分からない貴重なお話を聞きました。



すまいづくり講座の様子



共同建替え事業に参加された権利者の方々のご感想を ご紹介します！

一つの階で二世帯居住しやすい
ように、居間、洗面所、キッチン
等を別に設置でき、気兼ねなく
過ごしていけそうです。

風通しや陽当たりがよくなりました。

地震災害に対する安心感ができました。

家具、衣類等不要物が思い切って
整理でき、部屋の中がすっきりして
気持ちがよいです。

長い間2階建で階段のある生活をし
ていましたが、階段や段差のない生活は、
大変過ごしやすい環境となっています。
掃除も大変楽になりました。

入居者が組合をつくるて建物をたてる
コーポラティブ方式での集合住宅づく
りでは、入居前から皆が知り合いとなり、
楽しくご近所づきあいができます。

見学に来られた方からは、共用部分が
広く、ゆったりしていて開放感があると
言われています。

※共同建替えの学習や検討をご近所の方々と行いたいご希望がありましたら、検討をお手伝いするコンサルタント派遣制度もありますので、東部地域まちづくり課までご相談ください。

まちあい室 ~編集後記~

江古田北部地区の密集事業によるまちづくりを紹介する「えこだより」も今号で30号となりました。事業開始から15年目を迎え、道路や公園の整備、建物の不燃化に一定の成果が挙がってきました。今後も、皆様にまちづくりの進捗や住まいづくりに役立つ情報を紹介していきたいと思います。

今年もよろしくお願いします。



練馬区環境まちづくり事業本部東部地域まちづくり課

3993-1111 (内線8616) 担当 福島、三原、三笠